

令和6年度第3回川崎市指定特定非営利活動法人審査会 次第

日時：令和7年3月18日（火）

午後4時00分～午後6時00分

会場：川崎市役所 本庁舎18階 1802会議室

1 開 会

2 諮 問

3 議 事

議 題 1 指定特定非営利活動法人に係る審査について

議 題 2 その他

4 閉 会

（配布資料）

資料1 申出法人に係る審査用資料（特定非営利活動法人かわさき市民アカデミー）

資料2 答申に対する取組状況（令和6年度、令和7年度）

参考 第6期の委員から、R4/8/24 答申に基づいて行っている施策に対する意見

答申に対する取組状況

答申				概要	令和6年度	令和7年度
ア	制度の使いやすさの向上	(ア)	条例指定及び認定の提出書類の重複解消など手続面の簡素化	法人の負担軽減のため、様式ファイルの提供形式の見直しやツールの提供など。	・条例指定関係の提出書類についてオンラインで申請可能（継続） ・内閣府のシステムを利用する等により認定関係の提出書類についてもオンラインでの提出可能（継続）	・条例指定関係の提出書類についてオンラインで申請可能（継続） ・各認定法人の個別の状況を鑑み、内閣府のシステムを利用する等により認定関係の提出書類についてもオンラインでの提出可能なことを案内（継続）
ア	制度の使いやすさの向上	(イ)	基準・運用の明確化と事前判定の仕組みの検討	N P O 法人の条例指定を受けることを目指すハードルを下げる努力が求められる。 法人及び行政の事務の効率化のため、事前に基準適合を判定できるような仕組みについても引き続き検討。	・設立の相談や認定・条例指定の個別の相談において、個々の法人の状況を踏まえた制度周知及び助言を行うことにより対応（継続）	・設立の相談や認定・条例指定の個別の相談において、個々の法人の状況を踏まえた制度周知及び助言を行うことにより対応（継続）
ア	制度の使いやすさの向上	(ウ)	法人設立段階からの指定基準等の周知	新規法人を含めた、市内NPO法人に対する条例指定制度・認定制度の基準等の周知に取り組む。	・設立相談時点で認定や条例指定の意向を確認するとともに、制度の案内を実施（継続） ・設立事務説明会において、NPO法人と一般社団法人の違いを説明する際に、選択の参考となるように認定・条例指定についても説明	・設立相談時点で認定や条例指定の意向を確認するとともに、制度の案内を実施（継続） ・設立事務説明会において、NPO法人と一般社団法人の違いを説明する際に、選択の参考となるように認定・条例指定についても説明（継続）
ア	制度の使いやすさの向上	(エ)	認定・条例指定を受けるためのアドバイザー派遣	・会計、税務、労務管理の専門家をアドバイザーとして派遣。 ・条例指定を先行して受けた法人等から申請書類作成等の助言が受けられるような新たなアドバイザー派遣の取り組みを検討。	・専門家の派遣事業（税理士・社会保険労務士、継続） 税理士派遣 2 法人各 1 回、社労士派遣 1 法人 1 回。	・専門家の派遣事業（税理士・社会保険労務士、継続）
イ	条例指定 N P O 法人等への寄附促進	(ア)	条例指定 N P O 法人等のファンドレイジング力向上に向けた支援	前回答申を受け、地域・社会貢献フォーラムを継続。 かわさき市民アンケートなどを活用した継続的な調査の枠組みを検討。	・地域・社会貢献フォーラム（カワサキコネクト）（継続） 企業による社会貢献活動を紹介し、登壇企業と参加者同士が交流するワークショップを開催（1月18日。参加者22名） ・かわさき市民活動センターによるパワーアップセミナーのうち、ファンドレイジング（クラウドファンディング）の講座(12/15開催)を共催。クラウドファンディングは単なる資金調達ではなく、ファンづくりという切り口。（参加者 9 名）	・地域・社会貢献フォーラム（カワサキコネクト）（継続） ・かわさき市民活動センターによるパワーアップセミナーのうち、ファンドレイジングの講座を共催予定（継続）
イ	条例指定 N P O 法人等への寄附促進	(イ)	制度周知や条例指定 N P O 法人等の活動に関する広報による支援	戦略的な広報の実施 ～伝えたいこと～ N P O 法人に対する広報：認定・条例指定に係る法人側のメリット、みなし寄附制度の周知。 市民に対する広報：N P O 法人の活動内容、N P O 法人への応援の方法、寄附者が受ける税制優遇等の内容 市外法人に対する広報：指定申出の効果	・かわさき市民活動センターに条例指定、認定法人の法人名・活動の案内を掲示（継続） ・NPO応援ガイドをごえん楽市（かわさき市民活動センター）で配布（継続） ・地域・社会貢献フォーラム（カワサキコネクト）の広報をKCC（かわさきコミュニティチャンネル）のinstagramで広報 ・川崎工業振興倶楽部の会員企業に施策等の情報提供を行う「行政連絡会」にて、認定NPO法人に対する寄附への法人税法上の優遇措置について説明（2月6日）（継続）	・かわさき市民活動センターに条例指定、認定法人の法人名・活動の案内を掲示（継続） ・市政だよりにより認定NPO法人に対する寄附に係る所得税、住民税の優遇制度について紹介する記事の掲載（予定） ・NPO応援ガイドの更新の検討（対象を絞ったコンパクトなものにすることで配布の機会を増やすことを狙う） ・その他機会を捉えて、周知・広報を行う。（継続）
ウ	法人の運営基盤の整備・強化のサポート	(ア)	会計、税務、労務等の専門家による相談体制の整備	税務・労務の専門家のアドバイザー派遣の取組を継続	継続 1月末時点で、社労士派遣 1 法人 1 回 税理士派遣 2 法人各 1 回	継続

答申			概要	令和6年度	令和7年度
ウ	法人の運営基盤の整備・強化のサポート	(イ)	法人運営の管理面を継続的にサポートする人材の発掘・育成等	「プロボノチャレンジKAWASAKI」「川崎プロボノ部」などにより、地域貢献やボランティア活動のきっかけを探している方と、活動のステップアップを目指すNPO法人も含む団体の双方を募集・マッチングする取組を行っており、こうした取組を通じて、法人運営を支える人材の厚みを増すことが期待される	川崎プロボノ部サポート先募集、説明会に係るチラシ・ホームページによる広報(応援ナビかわさき・メールマガジンほか) (継続) (R6について、8団体の支援のうち、1団体がNPO法人)
ウ	法人の運営基盤の整備・強化のサポート	(ウ)	中長期的な経営視点に立った伴走型の支援体制の整備	かわさき市民活動センター等が中心となって伴走型の支援を進めていくことを期待したい。 単に広く呼び掛けるだけでは条例指定・認定を目指す法人が増えることは期待し難いので、行政において法人間の公平性に考慮しつつ、事前相談を受けた法人に対して条例指定・認定を受けるにあたり課題の解消に向けた支援を行う等工夫が必要	・事前相談があった法人に対し、必要な支援を提供 (継続) ・かわさき市民活動センターによるパワーアップセミナーのうち、会計(10月に2回連続。16名申込)・労務(12月に1回。12名申込)を共催(継続)。令和5年度の対面式土曜日午前開催からオンラインの平日夜間開催に変更し、参加者増
ウ	法人の運営基盤の整備・強化のサポート	(エ)	企業等の地域・社会貢献の取組を奨励する仕組みの検討	企業等との連携についてイベント開催のほか様々な手法について調査検討を行う必要がある。また、企業との関係性は寄附等の金銭的支援にとどまらず、事業の協働など様々な形態があるところであり、先進事例の紹介、企業との関係を構築する際に気を付けるべき点など、出会いの機会の提供のみならず、協働で市内の社会課題解決に当たる可能性を考える対話の場を創出する取組が必要	・地域・社会貢献フォーラム(カワサキコネクト)において、社会貢献を検討している企業に社会貢献に対する考え方を話してもらい、参加市民活動団体には企業はどんな支援をしてくれるのかの一例を知ること、登壇企業のみならずほかの企業に対してアプローチをするためのきっかけにする企画とした。登壇企業はAmazon川崎フルフィルメントセンター(22名参加) ・川崎工業振興倶楽部の会員企業に施策等の情報提供を行う「行政連絡会」にて、認定NPO法人に対する寄附への法人税法上の優遇措置について説明(2月6日) (継続)
ウ	法人の運営基盤の整備・強化のサポート	(オ)	既存認定・条例指定NPO法人に対する支援	有効期間の更新に向けて、条例指定の有効期間の中間的な時期に状況を確認し、アドバイスを行うなどの取組が考えられる。 ・毎年提出を要する書類の提出、調整時にヒアリングを行い、更新時に提出する書類等の精度向上を図った。(継続) ・更新の2年程度前(中間年度)に運営状況や帳簿等の整理状況を確認するため、法人を訪問し、更新時に不備のないようにアドバイスすることを提案(継続) ・条例指定及び認定の更新の前に法人に状況を聴取し、適切に更新を行うにはどのようにしたらいいか案内を行った。	・毎年提出を要する書類の提出、調整時にヒアリングを行い、更新時に提出する書類等の精度向上を図った。(継続) ・更新の2年程度前(中間年度)に運営状況や帳簿等の整理状況を確認するため、法人を訪問し、更新時に不備のないようにアドバイスすることを提案(継続) ・機会を捉えて法人の状況を聴取し、それぞれの状況に沿った申請・申出ができるよう案内を行う。(継続)
ウ	法人の運営基盤の整備・強化のサポート	(カ)	デジタル化支援の取組の検討	SNSによる情報発信、寄附の電子マネー・クレジット対応も含めたデジタル化が有効である。NPO法人向けのデジタル化の支援を検討	・かわさき市民活動センターのパワーアップセミナーにおいて、ショート動画・SNS活用術の講座を実施
ウ	法人の運営基盤の整備・強化のサポート	(キ)	認定・条例指定NPO法人を対象としたネットワークの検討	川崎市内の認定・条例指定NPO法人だけでは数が少ないので、ネットワークのメリットが生かしにくい。神奈川県や他の政令市とも協力した取組として検討する。	・地域・社会貢献フォーラム(カワサキコネクト)において、登壇企業も交えて参加者同士の交流時間を設け、議題に関することを中心に話し合い、関係性を築く機会を設定する(継続)。

令和7年2月6日

《地域貢献を御検討の企業の皆様へ》

認定 NPO 法人に対する寄附への法人税法上の優遇措置について

認定 NPO 法人^(注)が行う福祉や社会教育などの公益的な活動に寄附金を支出した場合には、一般の寄附金に係る損金算入限度額に加えて**別枠の特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入**されます。

このことによって、法人税の算定において控除できる寄附金の限度額が高くなり、一般の寄附金に比べて、寄附をした企業の法人税が軽減されることになります。

地域貢献の方法の一つとして、御検討いただけますと幸いです。

注 「認定 NPO 法人」とは、NPO 法人のうち、運営組織や経理処理の適正性の基準や広く市民から支持を受けているかの基準など一定の要件を満たすものとして行政の認定を受けた NPO 法人をいいます。川崎市の認定 NPO 法人については、別途配布の「NPO 応援ガイド」を参考にしてください。

【イメージ】 例：資本金等の額 10 億円、所得の金額 1 億円の場合

	一般の損金 算入限度額	特別損金算入限度額	
認定NPO法人への 寄付の場合	125万円	500万円	
	控除可能		
一般の団体への 寄付の場合	125万円		
法人税の課税対象			

《計算式》

特 別 損 金 算 入 限 度 額 = (期末の資本金等の額 × 0.375% + 所得の金額 × 6.25%) × (1/2)

一般の寄附金の損金算入限度額 = (期末の資本金等の額 × 0.25 % + 所得の金額 × 2.5 %) × (1/4)

【参考】 タックスアンサー



※ 同様に特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入される寄附先には、特定公益増進法人（例えば日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、更生保護法人など）があります。

【問合せ先】

川崎市市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課

電話：044-200-2341 メール：25simin@city.kawasaki.jp

別途配布した「地域・社会貢献フォーラム」への今後の御参加や

地域貢献・市民活動に関心のある方もこちらへどうぞ

第6期の委員から、R4/8/24 答申に基づいて行っている施策に対する意見

●法人設立段階からの認定、条例指定制度に係る説明

→設立事務説明会において、特定非営利活動法人、一般社団法人との間で検討しているような法人設立を考えている段階の者に対しても、先を見据えて、法人あるいは団体の活動の将来のあり方も検討できるように（寄附を集めることを目指すのか、事業に専心するのか、寄附を集めるならばどんな人なのか）認定・条例指定制度についても説明をするようにしてほしい。

（NP0の方が書類が面倒くさそうだとしか思われなければ、NP0法人格が選ばれない。寄附を受け易くなるという法人側のメリットを示す。）

●NP0法人のネットワーク化

→フォーラムなどについては、直接案内をする、条例指定・認定法人を対象に年1回集まる程度でいいのでできないか。子ども関係など分野によってはネットワークできているかもしれないが、他の分野ではネットワークされていない。業務分野では法人数が少ないので、ネットワーク化が難しいが、運営に関する困りごとでテーマを絞って（漠然としたものでは集まらない）声をかけてみて欲しい。研修をするときに、法人にどんな研修をしてもらいたいかな声を拾って企画してみるとか、県下の先進的な取り組みをしている法人に事例紹介してもらおうとか、工夫してもらいたい。窓口応接の中で、お困りごとを拾う努力をされたい。

●企業との連携をする

→課題解決は株式会社も同じ。同業種他形態のつながりができるといい。イベントや事業を一緒にすることで企業にNP0法人を知ってもらう。企業側も団体に関心を持ってくれる、団体も目掛けてやってくる。機会を捉えて関わると良い（SDGsは分野問わず、多くの企業、NP0法人、団体がパートナーの登録をしている）。

職員がもう一步支援をまちの人に手を差し伸べるべき。（市民文化局が主体となってイベント開催）経済労働局では起業家支援をしていて、起業家オーディションでは協賛企業がいろいろな賞を出している。

●メディアでの情報発信

→企業連携を団体などを通じてと考えると所管部局との関係等とで難しいかもしれないので、小さなイベントの経験を積み重ねられると細く長く関係が築けると良いかもしれない。そのために、メディアでの発信を。facebook、X、instagramなど同じ情報で良い。プロボノで法人紹介のVTRは作って貰えば良い。市域全体でやろうとすると大変。区やもう少し小さいレベルでも良い。個別の中小企業さんが気が付いてくれれば幸運ぐらいの気持ちで良い。

→メディア発信のため、紹介VTRの作成方法を法人に学んでもらい、発信できるようになってもらう。

●パワーアップセミナーのファンドレイジング講座について

→活動の内容、目指すことをわかり易く伝えて、共感を得る。積極的に、学んでもらえるように誘導してほしい。